

記入例

離婚届

令和 年 月 日届出

長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

★離婚届だけでは住所の変更はできません。別途住所異動の手続きを行ってください。

(1) (よみかた)氏名	夫 にしわき たろう 西脇 太郎	妻 にしわき はなこ 西脇 華子
生年月日	昭和63年 1月 11日	平成2年 2月 22日
住所 〔住民登録をしているところ〕 (よみかた)	兵庫県西脇市下戸田	兵庫県西脇市下戸田
	128番地の1	128番地の1
本籍 〔外国人のときは国籍だけを書いてください〕	にしわき たろう	にしわき たろう
	世帯主の氏名 西脇 太郎	世帯主の氏名 西脇 太郎
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 〔右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください〕	夫の父 西脇 ひふみ 続き柄 長男	妻の父 播磨 一郎 続き柄 二女
	母 西脇 なな	母 神戸 須磨子
	養父	養父
	養母	養母 播磨 キタ
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立
	<input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立	<input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
	兵庫県西脇市黒田庄町黒田 123番地4番	(よみかた) はりま はなこ 筆頭者の氏名 播磨 華子
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 西脇いろは 西脇ほへと
同居の期間	平成22年 2月 から	年 月 日まで
別居する前の住所	(同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の世帯のおもな仕事と	略	
夫妻の職業	(国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
その他	夫の職業 < 国勢調査の年のみ >	妻の職業 < 国勢調査の年のみ >
届出人署名 (※押印は任意)	夫 西脇 太郎 西脇 印	妻 西脇 華子 西脇 印

★空いている所にそれぞれ署名または捺印をしてください。

西脇 太郎
西脇 華子

署名は婚姻中の氏で、本人がそれぞれ署名してください。押印は任意です。

住所を定めた年月日	連絡先
夫 年 月 日	電話 1 2 3 4 - 5 6 - 7 8 9 0
妻 年 月 日	先 自宅 ・勤務先]・携帯

昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

★「消せるペン」は使用しないでください。必ず、消えないインクのペンで記入してください。

★届出について
本人確認書類をお持ちください。
土日祝日でも届出することはできますが、記入内容に不備があると手続きができないことがあります。ご不明な点はお問い合わせください。
◎平日の事前審査をお勧めします。
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき→調停調書の謄本、審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本、認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意) 生年月日	西脇 ひふみ 昭和 30年 1月 23日 ひふみ 西印	西脇 いつむ 大正 14年 5月 6日 いつむ 西印
住所	兵庫県西脇市下戸田 2丁目3番4号	兵庫県西脇市野村町 1丁目1番1号
本籍	兵庫県西脇市郷瀬町 10000番 号	兵庫県西脇市野村町 一丁目1番 号

証人について
成年者(18歳以上)であればどなたでも証人になれますが、本人が自署してください。
押印は任意です。
(証人の例)
両親、兄弟姉妹、友人知人など

← 養父母がおられる場合は、左の欄に記入してください。

今後離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記入しないでください。
(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)
『離婚の際に称していた氏を称する届』

→ 未成年(18歳未満)の子がいる場合は、親権者をどちらか一方に決めてから記入してください。
戸籍の移動はありません。
子の氏名は全てフルネームで記入してください。

- 1 農業だけまたは農業とその他の仕事
- 2 個人で経営(自営業)
- 3 企業・個人商店(官公庁は除く。)の勤労者(従業員99人まで)
- 4 3にあてはまらない勤労者(100人以上)(官公庁含む。)
- 5 内職、アルバイト、パートタイムなど
- 6 無職

← その世帯の主たる収入となっている方のお仕事についてチェックをしてください。

(面会交流)
 取決めをしている。
 まだ決めていない。
(養育費の分担)
 取決めをしている。
 まだ決めていない。
← 未成年(18歳未満)の子がいるとき、どちらかにチェックを入れてください。

